

3. 介護給付の適正化等について

3. 介護給付の適正化等について

① 介護給付適正化の取組みについて

ア 現状の把握、分析等について

介護給付の適正化に取り組むための前提として、それぞれの地域における介護保険の財政状況の分析や介護給付の動向等の確な把握が不可欠である。各保険者において、第2期介護保険事業計画における見込みと実際のサービス給付状況に乖離が生じていないか等について、継続的に把握するとともに、要介護度別、サービス種類毎の介護給付に関する動向等の把握及び分析に努めるよう、各都道府県においても配慮されたい。

イ 介護給付適正化推進運動の実施について

介護給付適正化の取組みについては、昨年11月の全国介護保険担当課長会議等において、「介護給付適正化推進運動」の実施についてお願いしているところであり、引き続きその実施をお願いする。

都道府県、各保険者においては、介護給付の適正化に積極的に取り組んでいる保険者の効果的な事業実施事例などを参考にしながら、地域の特性を踏まえ、目標を設定し、創意工夫を行って、本運動を実施していただきたい。

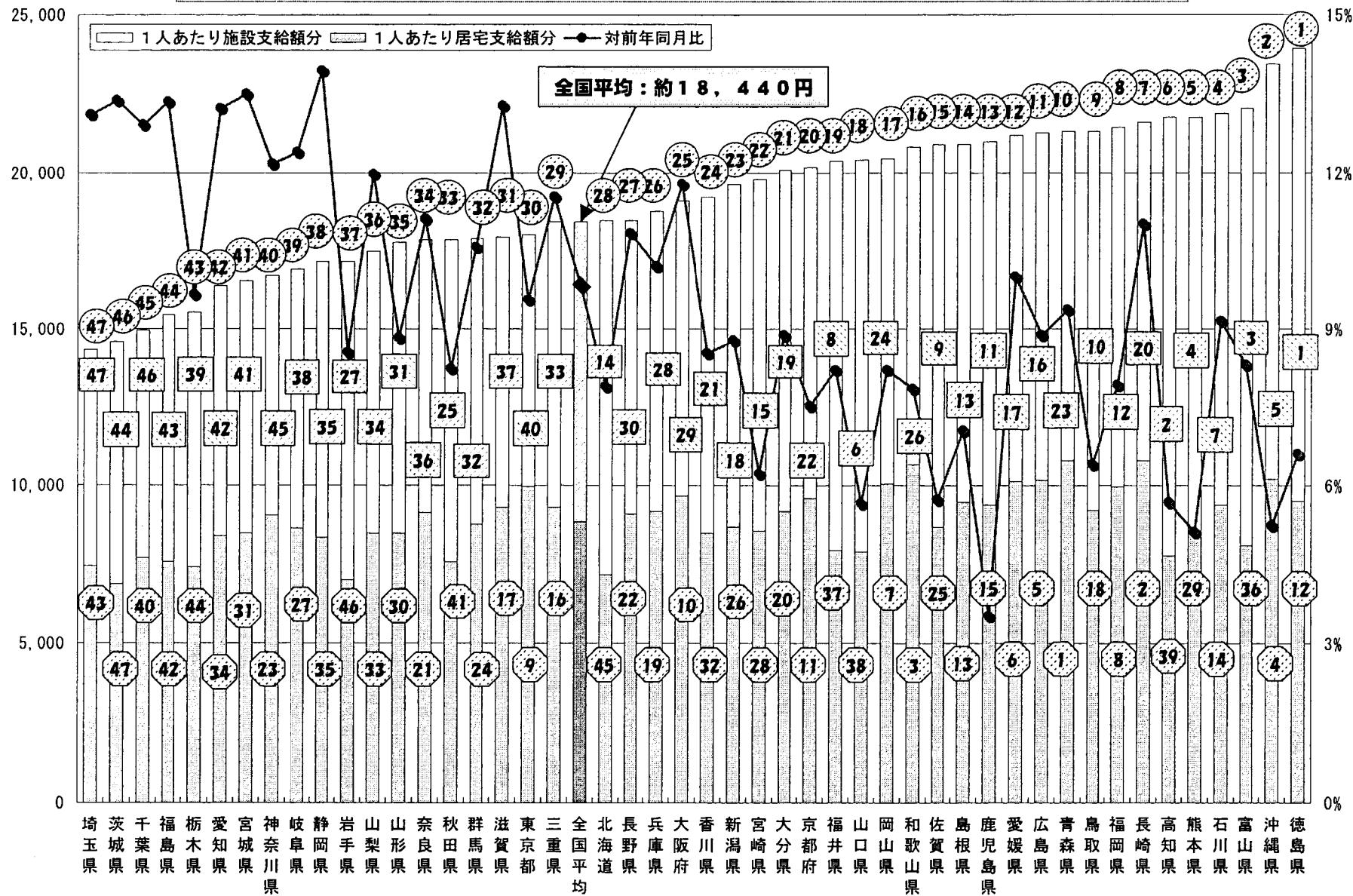
今後の予定としては、取組みの成果等について、都道府県において管下保険者の成果を含めて取りまとめていただくこととしており、その内容を厚生労働省が都道府県よりヒアリングを行うこととしている。これらに関する詳細内容については、別途通知を発出する予定としている。

第1号被保険者1人あたり保険給付額

※ 第1号被保険者1人当たり支給額は、平成16年8月サービス分である（1号支給額÷1号被保険者）。
対前年同月比は、平成15年8月サービス分と平成16年8月サービス分との比較である。

(単位：円)

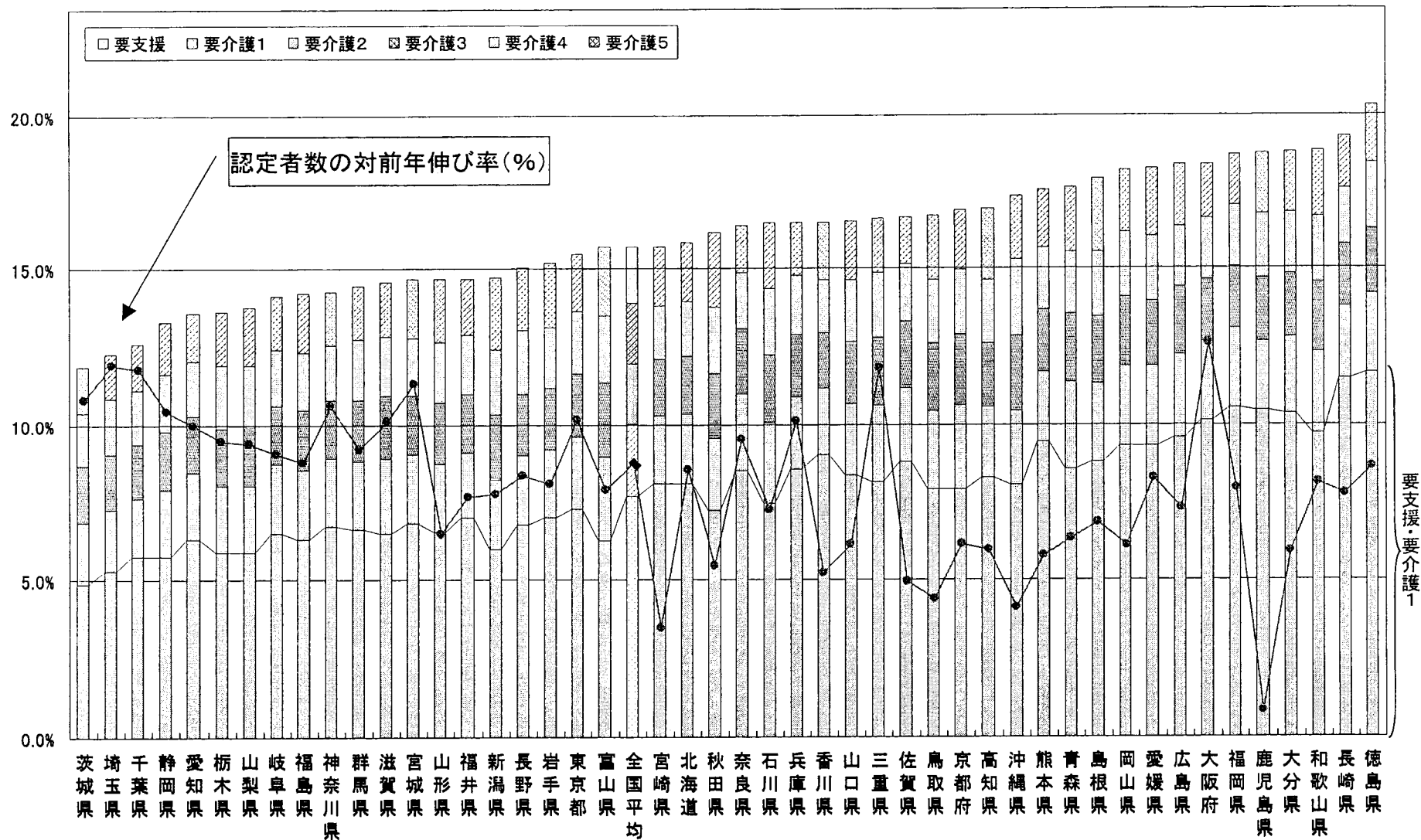
(単位：%)



(出典：介護保険事業状況報告)

第1号被保険者に対する認定者数（第1号被保険者）の割合

※ 第1号被保険者及び要介護（要支援）認定者数は、平成16年10月末現在の数値である。
対前年同月比は、平成15年10月末現在と平成16年10月末現在の認定者数（第1号被保険者）の比較である。



(出典:介護保険事業状況報告)

ウ 介護報酬の不正請求のチェック強化策について

<問題点>

ケアマネジャーは、給付管理業務を適正に行うことになっているが、サービス事業者と通謀して、「サービス利用票」の実績と異なる「給付管理票」を作成した上で国保連合会に送付し、サービス事業者がそれに対応した請求を行った場合には、国保連合会の審査だけでは不正を確認することはできないことから介護報酬の不正請求の中には、利用者の身に覚えのない介護サービスを請求する事業者がいるのではないかとの指摘がある。

<対応策>

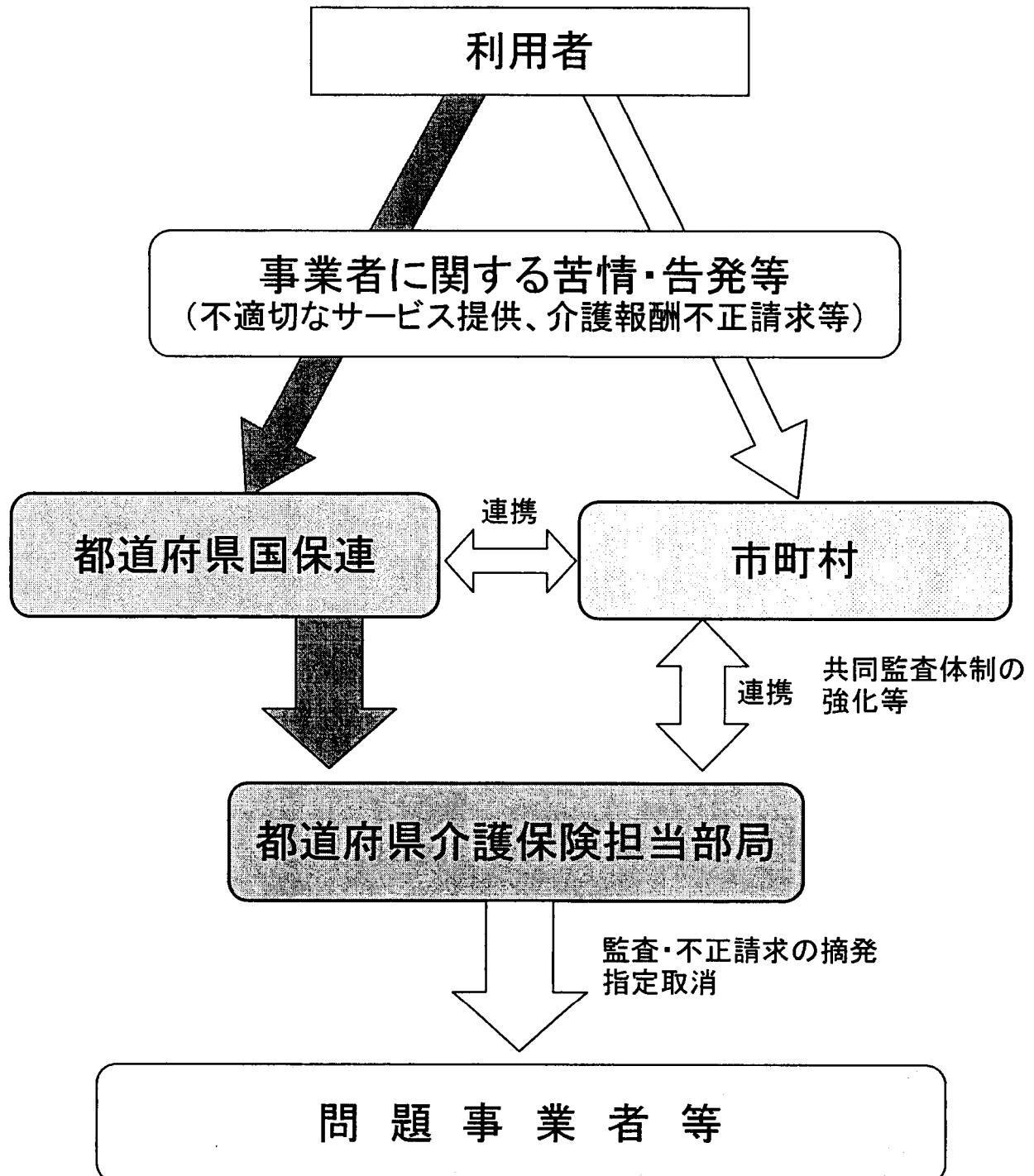
利用者に身に覚えのないサービスの請求があっても疑義が分かるよう、介護給付適正化の一環として「介護給付費明細書」の請求内容をもとに「介護給付費通知書」を作成し、利用者に通知する取組みを推進しているところである。

保険者においては、こうした取組みを進めていただくとともに、既に実施している保険者においては、「介護給付費通知書」と「サービス利用票（写）」の内容が合致しているか利用者又はその家族に確認していただくよう周知をお願いしたい。

なお、利用者又はその家族が内容を確認の結果、請求に疑義が生じた場合は、保険者及び都道府県国民健康保険団体連合会に設置されている「介護苦情・相談センター」の積極的な活用を図るよう保険者から利用者及びその家族に周知をお願いしたい。

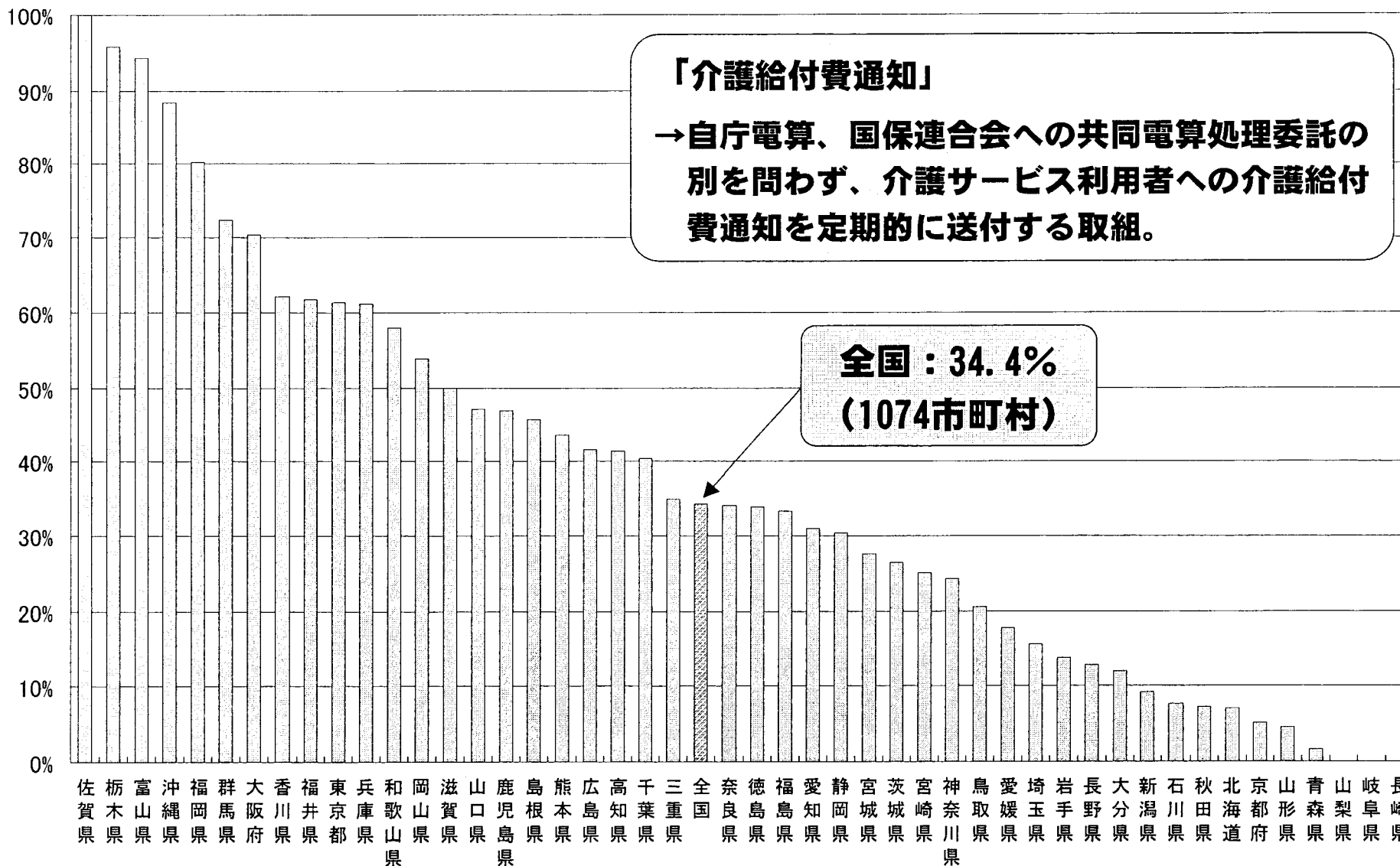
(介護給付費通知の実施例は、別紙参照)

請求内容に疑義がある場合の流れ



適正化対策 取組ランキング

介護給付費通知実施市町村割合



※ 市町村には、特別区が含まれている。

(平成16年4月1日現在)

国民健康保険団体連合会における 苦情申立及び相談受付の状況

(単位:件)

	平成16年11月分	平成12年4月～16年11月までの累計
苦情申立 苦情申立により介護サービス苦情処理委員会において処理された件数	<u>34</u>	1,865
相談受付 介護サービス苦情処理委員会には図らず、苦情相談として処理された件数	(510)	(18,854)

苦情申立の内容別分類	主な内容
①サービスの質 (28 %)	ヘルパーが時間を守らない。 ヘルパーがやるべきことをやらない。
②従事者の態度 (3 %)	言葉使いが悪い。
③管理者等の対応 (24 %)	管理者が介護サービスの提供体制を定めていなかった。
④説明・情報の不足 (6 %)	レクリエーション参加時に必要な持参物を伝えてもらえなかった。
⑤具体的な被害・損害 (18 %)	介護サービス終了後の送迎時にけがをした。
⑥利用者負担 (0 %)	料金の支払方法について聞いてくれなかった。
⑦契約・手続関係 (9 %)	契約内容が分かりづらい。
⑧その他 (12 %)	勝手に食品(賞味期限は切れていたが)等を処分した。

※ ()内は16年11月分における苦情申立の内容別分類の割合である。

国保連合会苦情・相談業務における利用者等からの事業者にかかる通報情報（通報者別件数）

	受付件数										受付件数	通報者		
												サービス 受給者 (家族を含む)	事業所 勤務者	その他
	平成16年4月	平成16年5月	平成16年6月	平成16年7月	平成16年8月	平成16年9月	平成16年10月	平成16年11月	平成16年12月	平成17年1月	平成16年4～1月(累計)			
全国計	22(4)	25(2)	20(2)	20(2)	24(1)	23(2)	18(2)	21(1)	29(1)	21	223(17)	88(3)	85(10)	50(4)
北海道			2		1	2	1	2		1	9	2	5	2
青森県	2			1	1		1	1	1		7	4	3	
岩手県		2(1)									2(1)		1	1(1)
宮城県									1		1		1	
秋田県						1					1		1	
山形県	1										1			1
福島県							1				3	2		1
茨城県	2					1					1		1	
栃木県														
群馬県														
埼玉県	1(1)		1					1	1		4(1)	2(1)	1	1
千葉県			5(1)	1	2	1	1(1)		3(1)	2	15(3)	3	9(3)	3
東京都	1	2(1)		1	3	1	2	1	2	1	14(1)	1	10(1)	3
神奈川県	2(1)	2	1	1(1)			1	1			8(2)	5	2(1)	1(1)
新潟県														
富山県				1							1	1		
石川県	2			2	2	1					7	6		1
福井県		4	1					2	1		9	5	2	2
山梨県														
長野県														
岐阜県			1								1	1		
静岡県			1								1		1	
愛知県		1		1				2(1)		1	5(1)	3(1)	1	1
三重県	1										1	1		
滋賀県														
京都府	1										1	1		
大阪府	2	3	2	3		2	3(1)	3	7	6	31(2)	10	11(1)	10(1)
兵庫県	3(2)	2		2	3(1)	6	1	2	2	1	22(4)	5(1)	15(3)	2
奈良県														
和歌山県									1		1	1		
鳥取県							1			1	2	2		
島根県														
岡山県					2		1	1	4	5	13	9	1	3
広島県			1(1)	1(1)	1		2				5(2)		2(1)	3(1)
山口県						2		2	1		5	2	3	
徳島県					3	2					5			5
香川県														
愛媛県		5								2	7	6	1	
高知県			1								1	1		
福岡県	2	3			2	1	2	1			11	7	2	2
佐賀県														
長崎県				1							1			1
熊本県	1		1	2	3	2	1	1		1	12	4	4	4
大分県		1	3	1	1			1	1		8	3	3	2
宮崎県														
鹿児島県	1			2						2	5		4	1
沖縄県										2	2	1	1	

(注)：()内の数値は、全国展開事業所に関する通報件数である。(再掲)

エ 介護費用適正化緊急対策事業等の活用について

介護費用の適正化のための取組みについては、本来、保険者をはじめとして関係者自ら取り組むべきものであるが、「介護給付適正化推進運動」の円滑な実施を確保する観点から、国においても、17年度予算（案）において、介護費用適正化緊急対策事業費として7億円を確保し、介護費用適正化に真に資する事業を対象として支援していくこととしている。

なお、詳細については、近く提示する予定としているが、今年度における本事業の実績を踏まえ、効果が認められない事業は対象外とするなど予算の低減にあわせて、採択基準をより厳格にせざるを得ない状況にあることをあらかじめご承知おきいただきたい。

本事業の実施に当たっては、今年度と同様に費用対効果を示していただき審査の上、交付対象とすることとしており、各都道府県におかれては、本事業の積極的な活用や既存補助事業等の活用により、管下保険者等において、給付適正化に向けた積極的な取組みが引き続き図られるよう、配慮願いたい。

オ その他

平成16年度の会計検査院の現地検査において、介護給付費財政調整交付金について過大に交付されている事例が指摘された。介護給付費財政調整交付金については、制度創設からこれまでの間、誠に遺憾ではあるが、例年指摘を受けているところである。

なお、指摘事項の大半は、調整基準標準給付費を算定するに当たり、介護給付費等の数値を誤って計上、または算定対象月以外の月分を計上した結果、過大に交付が行われたものであり、いわゆるケアレスミスによるものと考えられる。これらの誤りは、申請の際にまとめて数値の検証を行うのではなく、毎月の数値の検証を経過した月ごとに順次実施するなど事前準備を行っておくことにより、回

避することができるものと考えられる。

については、管内市区町村に対し、適正な交付が確保されるよう更なる周知徹底を図るとともに、交付申請及び実績報告時における書類審査を厳格に行うことをお願いいたしたい。